

## 【高度外国人材の扶養を受ける配偶者又は子】 在留資格変更許可申請

高度外国人材の扶養を受ける配偶者又は子は、本邦への入国・在留が認められます。

あらかじめ定める活動として、高度外国人材の扶養を受ける配偶者又は子としての行う日常的な活動が指定されます。

### ○ 要件(次のいずれにも該当することが必要です。)

- 1 高度外国人材の扶養を受けるものであること。
- 2 当該外国人の配偶者又は子であること。

(注1) 「配偶者」及び「子」の解釈は、現行の在留資格「家族滞在」と同様です。したがって、「配偶者」には事実婚の相手(内縁配偶者)や同性婚(外国で正式に認められているか否かは問わない。)の相手方は含まれず、他方、「子」には養子も含まれます。

(注2) 「日常的な活動」の解釈は、現行の在留資格「家族滞在」と同様です。したがって、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動(就労活動)は含まれませんが、資格外活動許可を受ければ、その許可の範囲内で就労することが可能です。資格外活動許可の取扱いについては、在留資格「家族滞在」で在留する者と同様の取扱い(週28時間以内の包括的許可(風俗営業等を除く。))となります。

### ○ 提出書類

- ※ 申請人とは、日本への入国・在留を希望している外国人の方のことです(以下同じ。)
- ※ 日本で発行される証明書は全て、発行日から3か月以内のものを提出してください。

#### 1 [在留資格変更許可申請書](#) (「家族滞在」の様式) 1通

※ 地方入国管理官署において、用紙を用意しております。また、法務省のホームページから取得することもできます。

#### 2 写真(縦4cm×横3cm) 1葉

- ※ 申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。
- ※ 写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付して下さい。
- ※ 16歳未満の方は、写真の提出は不要です。

#### 3 申請人のパスポート及び在留カード 提示

#### 4 次のいずれかで、扶養者である高度外国人材との身分関係を証する文書

- (1) 戸籍謄本
- (2) 婚姻届出受理証明書
- (3) 結婚証明書(写し)
- (4) 出生証明書(写し)

(5) 上記(1)から(4)までに準ずる文書

5 扶養者である高度外国人材の在留カード又はパスポートの写し 1通

6 扶養者である高度外国人材の職業及び収入を証する文書 1通

このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。

## ○ 留意事項

1 在留資格変更許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページの[「各種手続案内」](#)をご覧ください。

2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文(日本語)を添付して下さい。

3 原則として、提出された資料は返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。

4 申請人本人が疾病(注3)その他の事由(注4)により自ら出頭することができない場合で、その親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方入国管理局長が適当と認めるものが申請を提出する場合には、身分を証する文書等(戸籍謄本等)をご提示いただきます。これは申請を提出できる方かどうかを確認させていただくために必要となるものです。

また、申請人以外の方が申請を提出する場合であっても、上記3の「申請人のパスポート及び在留カードの提示」が必要です。

(注3) 「疾病」の場合、疎明資料として診断書を持参願います。

(注4) 「その他の事由」には、人道的な理由が該当し、多忙で仕事が休めないなどの理由は入りません。